

弘前市事後審査型条件付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事等（建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）又は建設関連業務（測量、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務又は補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）について実施する事後審査型条件付き一般競争入札について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「事後審査型条件付き一般競争入札」とは、市が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により、契約毎に必要な入札参加資格を定めて行う一般競争入札（以下「条件付き一般競争入札」という。）のうち、入札後に、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を定めている場合にあっては最低制限価格未満の入札をした者を除く。）について入札参加資格の有無を審査し、入札参加資格があると認めた場合に落札者として決定する方式により行うものとする。

(対象工事)

第3条 事後審査型条件付き一般競争入札に付する建設工事等（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、政令第167条の10の2の規定に基づき、建設工事に関して競争入札を実施する場合に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する方式により実施する場合を除く。

- (1) 設計金額が5,000,000円以上の土木一式工事
- (2) 設計金額が5,000,000円以上の建築一式工事
- (3) 設計金額が5,000,000円以上の電気工事
- (4) 設計金額が5,000,000円以上の管工事
- (5) 設計金額が500,000円を超える建設関連業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める建設工事等

2 前項の規定に関わらず、事後審査型条件付き一般競争入札により難い場合はこの限りでない。

(入札参加資格)

第4条 事後審査型条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、対象工事が建設関連業務である場合は、第6号から第9号までを除く。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
 - (2) 弘前市契約規則（平成18年弘前市規則第52号。以下「契約規則」という。）第2条の規定により一般競争入札に参加させないことができる者でないこと。
 - (3) 弘前市指名競争入札参加者等選定規程（平成18年弘前市訓令第19号）第5条第1項に規定する有資格者名簿において、対象工事毎に定める業種に登録がある者であり、かつ、級別の格付けがある業種の場合にあっては、当該等級の者であること。
 - (4) 弘前市建設業者等指名停止要領（平成18年2月27日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止の措置を、弘前市事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（様式第1号）の提出期限の日において受けないこと。
 - (5) 対象工事毎に定める基準を満たす主任技術者、監理技術者、照査技術者等を配置できること。
 - (6) 対象工事に対応する業種について法第3条の規定に基づく建設業の許可を受けていること。
 - (7) 契約規則第3条第1項に規定する要件を満たす者であること。
 - (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあっては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされ、更生手続開始決定後の法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
 - (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあっては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされ、再生手続開始決定後の法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- 2 市長は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項のうち必要と認めるものを入札参加資格として定めることができる。
- (1) 事業所の所在地に関する事項
 - (2) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の総合評定値に関する事項
 - (3) 同種又は類似の建設工事等の履行実績に関する事項
 - (4) 共同企業体の構成員及び結成に関する事項
 - (5) その他必要があると認めた事項

（公告）

第5条 市長は、対象工事を事後審査型条件付き一般競争入札に付そうとするときは、建設工事については入札日から起算して少なくとも17日前までに、建設関連業務については入札日から起算して少なくとも15日前までに政令第1

67条の6第1項の規定による公告（以下「公告」という。）を行い、その周知を図るものとする。

（入札参加申請）

第6条 事後審査型条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、公告で指定する期日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（1）弘前市事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（様式第1号）

（2）その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、弘前市事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書受理通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（事業協同組合の取扱い）

第7条 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合が事後審査型条件付き一般競争入札に参加しようとする場合は、その組合員は、当該同一の入札に参加することはできない。

（設計図書）

第8条 対象工事の設計図書等は、必要に応じ、閲覧、貸出、配付のいずれかの方法により供覧するものとする。

2 市長は、前項の供覧に代えて、設計図書等の販売を行うことができる。

（質疑応答）

第9条 設計図書等に関して質疑がある者は、提出期限日までに質疑応答書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の質疑があったときは、回答期限日までに回答するものとする。

（入札の執行）

第10条 事後審査型条件付き一般競争入札は、弘前市建設工事予定価格事前公表事務取扱要領（平成18年2月27日制定）、弘前市建設工事最低制限価格制度要領（平成18年2月27日制定）及び弘前市業務委託契約最低制限価格制度要領（平成18年2月27日制定）に基づき執行するものとする。

2 対象工事（建設関連業務を除く。）の入札に参加する者は入札書と併せて工事費内訳書を提出しなければならない。

（落札候補者の決定）

第11条 開札を行ったときは、落札の決定を保留し、有効な入札をした者を対象として、

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を定めている場合にあっては最低制限価格未満の入札をした者を除く。）を落札候補者とする。

2 落札候補者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

（入札参加資格審査申請）

第12条 落札候補者は、入札終了後、弘前市事後審査型条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式第4号）に、次の各号に掲げる書類のうち市長が指定するものを添えて当該公告で指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

- （1）総合評定値通知書の写し
- （2）配置予定技術者調書（様式第5号）
- （3）施工実績調書（様式第6号）
- （4）業務実績調書（様式第7号）
- （5）その他市長が必要と認める書類

（入札参加資格の審査）

第13条 市長は前条の申請書を受理したときは、入札参加資格の有無を審査するものとする。

2 前項の審査の結果、落札候補者が第4条に規定する入札参加資格を満たしていない場合には、当該落札候補者の行った入札は無効とし、次の順位の者から順次審査を行うものとする。この場合において、審査の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の審査は行わないものとする。

（落札者の決定）

第14条 市長は前条に規定する審査の結果、入札参加資格を満たしていると確認できた落札候補者を落札者と決定し、弘前市事後審査型条件付き一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第8号）により通知するものとする。

2 市長は、落札候補者の入札参加資格がないと認められた場合においては、弘前市事後審査型条件付き一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第8号）により、その理由を付して通知するものとする。

3 前項の規定により入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、その決定に不服があるときは、市長が定める期限までに書面により説明を求めるものとする。

4 市長は、前項の規定による請求に対しては、書面により速やかに回答するものとする。

（入札の無効）

第15条 次に掲げる入札は無効とする。

- （1）虚偽の入札参加申請をした者の入札
- （2）入札参加者心得書に示した条件等に違反した者の入札

(3) 弘前市事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（様式第1号）の提出期限の日から入札日までの間において指名停止期間中である者その他事後審査型条件付き一般競争入札への参加が著しく不適当であると認められる者のした入札。

(4) 公告に示した条件に違反した入札

(その他)

第16条 事後審査型条件付き一般競争入札の実施に関し、この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行し、同日以後に公告する事後審査型条件付き一般競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行し、同日以後に公告する事後審査型条件付き一般競争入札について適用する。

弘前市事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書

平成 年 月 日

弘前市長様

住 所

申請者 商号又は名称

代表者職氏名

印

平成 年 月 日付けで入札公告のありました下記工事・業務に係る入札に
参加したいので申請します。

記

1 工事・業務名称

2 担当者氏名等

- ① 氏 名
- ② 電 話 番 号
- ③ F A X番号

※ 案件ごとに提出が必要です。

※ 入札後、落札候補者には事後審査型条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出
を求めます。

平成 年 月 日

弘前市事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書受理通知書

様

弘前市長

下記工事・業務に係る事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書を受理したので
通知します。

記

1 工事・業務名

2 入札公告日

質疑應答書

平成 年 月 日

住 所

質問者 商号又は名称

代表者職氏名

工事・業務名称

送付先：企画部法務契約課契約係

F A X : 0172-35-2199

弘前市事後審査型条件付き一般競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

弘前市長様

住 所

申請者 商号又は名称

代表者職氏名

印

平成 年 月 日付けで入札公告のありました下記工事・業務に係る入札に
参加する資格について、下記の書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事・業務名称

2 添付書類

- ① 経営事項審査結果通知書の写し
② 配置予定技術者調書
③ 施工実績調書
④ 業務実績調書
⑤ その他市長が必要と認めた書類

3 担当者氏名等

- ① 氏 名
② 電 話 番 号
③ F A X 番 号

※ 添付書類については、必要としない場合もありますので、必ず各工事・業務の公告で
確認してください。

配置予定技術者調書

商号又は名称

配置予定 対象工事・業務名称			
技術者氏名			
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和	<input type="checkbox"/> 平成	年月日
法令による資格・免許			
取得年月日			
登録番号			
工事・業務名称			
発注者名			
工事・業務場所			
請負代金額	円 (消費税及び地方消費税の額を含む) ※共同企業体受注の場合、出資比率で分担した額 円		
工期・委託期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
従事職務名			
従事期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
工事・業務概要			
歴			

- 注) 1. 資格を証明する書類の写し及び雇用を確認できる書類の写しを添付してください。
 2. 工事・業務経歴の欄には、最近の代表的な類似工事・業務の経歴について、類似の
 ものが無い場合はその他主要なものについて記入してください。
 3. 記載した工事・業務経歴を確認するため、次のいずれかの書類を添付してください。
 ただし、弘前市から元請として受注した工事・業務である場合は、添付不要です。
 ① 発注者が工事・業務実績を証明する書類又は写し
 ② C O R I N S の竣工時工事カルテの写し (工事の場合)
 ③ 契約書の写し等、工事・業務経歴を確認することができる書類

施工実績調書

商号又は名称

工事名		
発注者名		
工事場所		
請負代金額	円（消費税及び地方消費税の額を含む） ※共同企業体受注の場合、出資比率であん分した額 円	
工 期	平成 年 月 日	～ 平成 年 月 日
受注形態	<input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> 共同企業体 (出資比率 %)	
工事概要		

注) 1. 施工実績は、過去10年間のなかで類似工事1件について記入してください。

2. 記載した施工実績を確認するため、次のいずれかの書類を添付してください。

ただし、弘前市から元請として受注した工事である場合は、添付不要です。

- ① 発注者が施工実績を証明する書類又は写し
- ② C O R I N S の竣工時工事カルテの写し
- ③ 工事請負契約書の写し等、施工実績を確認することができる書類

業務実績調書

商号又は名称

業務名	
発注者名	
業務場所	
請負代金額	円（消費税及び地方消費税の額を含む）
委託期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
業務概要	

注) 1. 業務実績は、過去10年間のなかで類似業務1件について記入してください。

2. 記載した業務実績を確認するため、次のいずれかの書類を添付してください。

ただし、弘前市から元請として受注した業務である場合は、添付不要です。

① 発注者が業務実績を証明する書類又は写し

② 委託契約書の写し等、業務実績を確認することができる書類

平成 年 月 日

弘前市事後審査型条件付き一般競争入札参加資格審査結果通知書

様

弘前市長

下記工事・業務に係る事後審査型条件付き一般競争入札参加資格審査申請書について審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 工事・業務名
- 2 入札公告日
- 3 入札参加資格の有無
- 4 入札参加資格がないと認めた理由

注) 入札参加資格がないと認められた方は、その理由について説明を求めることができます。

説明を求める場合は、平成 年 月 日 () 時までに、企画部法務契約課契約係へその旨を記載した書面(任意様式)を提出してください。